

越知町新型コロナウイルス感染症対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響をうけ、事業の継続にあたり3密(密閉・密集・密接)を避けることが困難である事業の事業者が、新たな流通形態の構築、顧客の掘り起こし等に必要な経費、又は施設、店舗等の感染症拡大防止のため適切な予防対策を行う場合に、当該事業者に対し越知町新型コロナウイルス感染症対策補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、地域経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、事業者とは、次の各号に定める法人及び個人とする。

- (1) 町内に別表1に掲げる事業のうち事業の継続にあたり3密(密閉・密集・密接)を避けることが困難である事業(以下、「対象事業」という。)を行う施設や店舗(以下、「施設等」という。)があり、直前の事業年度分の法人町民税の申告(申請時においてその申告期限を迎えていない場合においてはその前事業年度分の法人町民税の申告)をしている法人
- (2) 町内に対象事業を行う施設等を設置しているが、法人住民税の申告期限を一度も迎えていないことにより法人町民税の申告をしていない法人にあっては、法人町民税における設立(設置)届を提出している法人
- (3) 町内に対象事業を行う施設等があり、前年中の事業所得にかかる確定申告又は町民税申告をしている個人であって、令和2年1月1日現在において町内に住所を有する個人(町外に住所を有する者で地方税法(昭和25年法律第226号)第294条第1項第2号にかかる申告又は届出があり、令和2年度の住民税課税対象者となっている者を含む。)
- (4) 令和2年1月1日から令和2年5月1日までに町内に対象事業を行う施設等を設置し開業した個人

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、町内に施設、店舗等を有する事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新たな流通形態の構築、顧客の掘り起こし等を行う場合にあっては、令和2年2月1日以降に事業を新たに開始し、かつ、当該事業を行うために必要な許可を受けていること。
- (2) 施設、店舗等の感染症拡大防止のため適切な予防対策を行う場合にあっては、令和2年2月1日以降に感染症予防対策として、感染拡大防止のための資材、機器を購入し、又は内装工事等を実施したこと。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の対象経費は、次に掲げる経費のうち、消費税等相当額を除いたものとする。

- (1) 新たな流通形態の構築、顧客の掘り起こし等を行う場合、販売促進費、車両費、器具備品費及び店舗内装等工事費
- (2) 店舗において適切な感染予防対策を行う場合、店舗内装等資材費及び店舗内装等工事費(令和2年7月1日以降の施工については、町内業者による工事に係る経費に限る。)及び感染症対策器具、備品費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内の額とし、1事業者当たり20万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の回数)

第6条 補助金の交付回数は、事業者につき1回限りとする。

(補助金の交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、越知町新型コロナウイルス感染症対策補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象経費内訳書(様式第2号)
- (2) 補助対象経費に係る領収書(令和2年2月1日以降のものに限る。)
- (3) 本人確認書類(個人の場合)
- (4) 通帳の写し等振込口座が確認できる書類
- (5) 事業を行っていることが確認できるもの(法令により許可又は届出が必要な事業においては、越知町が保有する若しくは収集した情報等で確認できる場合は省略できる。)
- (6) その他町長が特に必要と認める書類

(宣誓事項)

第8条 次の各号のいずれにも宣誓した者でなければ、補助金を支給しない。

- (1) 第3条の要件を満たしていること。
- (2) 前条の提出書類等に虚偽のないこと。
- (3) 不正受給(偽りその他不正の行為(詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法(明治40年法律第45号)各本条に規定するものをいう。)に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請書類等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない補助金を受け、又は受けようとすることをいう。ただし、申請書類等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。)等が発覚した場合には、第12条の規定に従い補助金の返還等を行うこと。
- (4) 第2条に規定する要件の確認のために税務情報を確認することに同意すること。
- (5) 別表2で掲げる暴力団排除に関する誓約事項

(補助金の交付決定等)

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容について審査し、補助金の交付を決定した場合にあっては、越知町新型コロナウイルス感染症対策補助金交付決定通知書(様式第3号)により、補助金を交付しないと決定したときにあっては、越知町新型コロナウイルス感染症対策補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(請求)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、越知町新型コロナウイルス感染症対策補助金請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(調査等)

第11条 町長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、関係書類の提出、事情聴取、立入検査等を求めることができる。

(補助金の返還)

第12条 町長は、偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けた者に対しては、補助金の返還を求めることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

・別表1(第2条関係)

業 種
飲食店営業、喫茶店営業
旅館業
生活衛生業(理美容)
施術所(あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう及び柔道整復)
旅客自動車運送事業
学習塾・学習教室・英会話教室・ピアノ教室等これに類する施設
介護サービス事業
障害福祉サービス事業
医療業
調剤薬局
町長が特に認めるもの

・別表2(第8条関係)

暴力団排除に関する誓約事項
<p>当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、給付金の給付の申請から、給付金の受給後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申したてません。</p>
<p>記</p>
<p>1 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事会、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。</p>
<p>2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。</p>
<p>3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。</p>
<p>4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p>

様式第1号(第7条関係)

(表面)

年 月 日

越知町長 様

申請者	施設又は店舗の所在地	
	施設又は店舗の名称	
	住所又は所在地	
	氏名又は法人名	印
	法人の場合は代表者名	
	連絡先	

越知町新型コロナウイルス感染症対策補助金交付申請書

越知町新型コロナウイルス感染症対策補助金交付要綱第7条により、関係書類を添えて申請します。
裏面の誓約・同意事項に誓約・同意します。

1 事業名 越知町新型コロナウイルス感染症対策補助金

2 補助金申請額 _____ 円(税抜き金額で上限20万円)

3 添付書類

- ① 補助対象経費内訳書(様式第2号)
- ② 補助対象経費に係る領収書(令和2年2月1日以降のものに限る。)
- ③ 本人確認書類(個人の場合)
- ④ 事業を行っていることが確認できるもの
- ⑤ その他町長が特に必要と認める書類

《裏面》

【誓約・同意事項】

- 越知町新型コロナウイルス感染症対策補助金交付要綱で定めている次の要件を含む全ての申請要件を満たしているとともに、申請書類の内容に虚偽や不正等はありません。
 - ・申請者等(代表者のほか、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等)が、暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。)に該当しないなど、越知町新型コロナウイルス感染症対策補助金交付要綱の別表2に掲げるいずれにも該当しておらず、かつ、将来にわたっても該当しません。

- 越知町から申請書類の内容に関して検査や報告の求めがあった場合は、これに応じます。

- 申請書類に関して虚偽や不正等が判明した場合、既に給付金の支給を受けているときは、給付金の返還に応じます。

- この給付金が課税対象となることを理解しています。

- 越知町新型コロナウイルス感染症対策補助金交付要綱第2条に規定する要件の確認のために税務情報を確認することに同意します。

- その他、越知町新型コロナウイルス感染症対策補助金交付要綱の記載事項について理解のうえ、同意します。

※両面印刷でない場合には、名称や代表者を記入してください。

様式第2号(第7条関係)

補助対象経費内訳書

内 容	数 量	金額(税抜き)	支払日
計		円	

※ 補助対象経費に係る領収書(令和2年2月1日以降のものに限る。)の写しを添付してください。

様式第5号(第10条関係)

年 月 日

越知町長 小田 保行 様

申請者	施設又は店舗の所在地
	施設又は店舗の名称
	住所又は所在地
	氏名又は法人名 印
	法人の場合は代表者名
	連絡先

越知町新型コロナウイルス感染症対策補助金請求書

令和 年 月 日付け越産指令第 号で交付決定通知があった越知町新型コロナウイルス感染症対策補助金について、下記のとおり請求します。

記

1. 越知町新型コロナウイルス感染症対策補助金請求額 _____ 円

2. 補助金の振込先

(長期間入出金のない口座は記入しないでください。)

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	本支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)										(フリガナ)	
													口座名義	
銀行 農協 信用金庫	本・支店 本・支所 出張所	普通 当座												

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は、※欄 にご記入ください。)										通帳記号 (右詰めでお書きください)	(フリガナ)		
												口座名義		
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳 見開きの左上又はキャッシュカードに記載さ れた記号・番号をお書きください											※	—		

【添付書類】

①振込先口座の通帳の写し(上記記載内容の確認できるもの)